

## 天理市介護保険の利用者負担額の減額特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第50条、第60条及び第66条から第69条までの規定に基づき、災害その他特別の事情がある場合の居宅サービス若しくは施設サービス、特定福祉用具の購入又は住宅改修に必要な費用（以下「利用者負担額」という。）を負担することが困難と認める要介護被保険者又は要支援被保険者（以下「要介護者等」という。）が受ける介護給付又は予防給付（以下「保険給付」という。）に対して、その負担する額を減額する特例（以下「負担額の減額特例」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 負担額の減額特例の対象となる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第83条第1項各号に規定する特別な事情に該当する要介護被保険者
  - (2) 省令第97条第1項各号に規定する特別な事情に該当する要支援被保険者
- 2 前項に掲げる者のほか、次の各号に掲げる者については、負担額の減額特例の対象とする。
- (1) 法第66条に規定する保険料滞納者に係る支払方法の変更を行わない場合において、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第30条及び第31条の規定の適用を受ける者
  - (2) 法第67条に規定する保険給付の支払の一時差止を行わない場合において、政令第32条第1項の規定の適用を受ける者
  - (3) 法第68条に規定する医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止を行わない場合において、政令第32条第1項の規定の適用を受ける者
  - (4) 法第69条に規定する保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例を行わない場合において、政令第35条の規定の適用を受ける者

(給付割合等)

第3条 負担額の減額特例の割合並びに省令第83条第1項及び第97条第1項の規定の適用範囲については、別表によるものとする。

2 省令第83条第1項及び第97条第1項の規定を適用する場合において、省令第83条第1項各号及び第97条第1項各号に掲げる事情の2以上に該当するときは、給付割合が最も大きくなる事情を適用するものとする。

(負担額の減額特例の適用期間)

第4条 負担額の減額特例を適用する期間については、負担額の減額特例を受けることのできる理由が生じた日の属する月から起算して12月を限度とする。

(適用除外)

第5条 指定居宅サービス事業者、介護保険施設、指定福祉用具の販売事業者及び住宅改修の施行事業者に対する利用者負担額の支払期限が経過したとき、又は既に利用者負担額が支払われているときは、負担額の減額特例を行わない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りではない。

(負担額の減額特例の申請)

第6条 負担額の減額特例を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、介護保険負担額の減額特例申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に別表に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(負担額の減額特例の決定等)

第7条 市長は、申請書に不備がないことを確認したときは、速やかに審査を行い、減額等の適否を決定し、介護保険負担額の減額特例(決定・却下)通知書(様式第2号)により速やかに申請者に通知するものとする。

(届出の義務)

第8条 負担額の減額特例を受けている者が当該措置を必要としなくなったときは、直ちに市長に対し、介護保険負担額の減額特例辞退届(様式第3号)を提出しなければならない。

(負担額の減額特例の取消等)

第9条 市長は、前条に規定する届出があったときは、介護保険負担額の減額特例取消通知書（様式第4号）により負担額の減額特例を取り消すものとする。この場合において、当該負担額の減額特例を辞退した者の負担額の減額特例の期間は、取消の日が属する月の末日までとする。

2 市長は、減額等を受けた者が偽りその他不正の行為により減額等を受けたと認められるときは、直ちに負担額の減額特例の取消を決定し、介護保険負担額の減額特例取消通知書により負担額の減額特例を取り消すものとする。この場合において、当該負担額の減額特例を取り消された者は、負担額の減額特例により支給された額を返還しなければならない。

（適用方法）

第10条 この要綱を適用する場合においては、要介護者等の申出により天理市介護保険料の徴収猶予及び減免取扱要綱との取扱いの整合性を図りつつ運用するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成15年4月1日から適用する。

減額の要件	適用範囲及び減額割合	添付書類																					
<p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合</p>	<p>災害により第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所有に係る住宅、家財又はその他の財産に受けた損害額が、その住宅、家財又はその他の財産の価格の10分の3以上であるものに対し、次の区分により減免する。</p> <table border="1" data-bbox="400 427 1305 864"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>前年の世帯全員の合計所得金額の合算額（注1）</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">10分の3以上</td> <td>500万円以下であるとき</td> <td>10分の5</td> </tr> <tr> <td>500万円を恋え750万円以下であるとき</td> <td>10分の3</td> </tr> <tr> <td>10分の5未満</td> <td>750万円を超えているとき</td> <td>10分の2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">10分の5以上</td> <td>500万円以下であるとき</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>500万円を恋え750万円以下であるとき</td> <td>10分の5</td> </tr> <tr> <td>750万円を超えているとき</td> <td>10分の3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">大規模な災害（激甚災害として政令で指定された災害に限る）の発生で、市長が特に必要があると認めるとき。</td> <td>10分の10以内の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）前年（ただし、1月から6月にあつては、前々年をいう。）の合計所得金額とは、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第38条第1項第4号イに規定する合計所得金額をいう。（以下同じ）</p>	損害の程度	前年の世帯全員の合計所得金額の合算額（注1）	減免の割合	10分の3以上	500万円以下であるとき	10分の5	500万円を恋え750万円以下であるとき	10分の3	10分の5未満	750万円を超えているとき	10分の2	10分の5以上	500万円以下であるとき	10分の10	500万円を恋え750万円以下であるとき	10分の5	750万円を超えているとき	10分の3	大規模な災害（激甚災害として政令で指定された災害に限る）の発生で、市長が特に必要があると認めるとき。		10分の10以内の額	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況報告書</li> </ul>
損害の程度	前年の世帯全員の合計所得金額の合算額（注1）	減免の割合																					
10分の3以上	500万円以下であるとき	10分の5																					
	500万円を恋え750万円以下であるとき	10分の3																					
10分の5未満	750万円を超えているとき	10分の2																					
10分の5以上	500万円以下であるとき	10分の10																					
	500万円を恋え750万円以下であるとき	10分の5																					
	750万円を超えているとき	10分の3																					
大規模な災害（激甚災害として政令で指定された災害に限る）の発生で、市長が特に必要があると認めるとき。		10分の10以内の額																					
<p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その世帯の収入が著しく減少した場合（注2）</p>	<p>第1号被保険者の属する前年の世帯全員の合計所得金額の合算額が500万円以下で、当該年度の第1号被保険者の属する世帯全員の合計所得金額の合算額が、(2)～(4)のいずれかの事由により2分の1以下に減少し生活が著しく困難になったと認められるものに対し、次の区分により減免する。</p> <table border="1" data-bbox="448 1211 1257 1375"> <thead> <tr> <th>前年の世帯全員の合計所得金額の合算額</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250万円以下であるとき</td> <td>10分の5</td> </tr> <tr> <td>250万円を超えるとき</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注2）心身に重大な障害とは、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条の15の8に規定する特別障害者をいう。 また、長期入院とは、連続して90日以上の間入院した場合をいう。 （注3）失業による減免の起算日は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による失業給付受給終了月以降とする。なお、早期退職優遇制度によるもの、契約期間満了による解雇、定年のほか、自己都合退職、自己の責めに帰すべき理由による解雇を事由とするものは除く。</p>	前年の世帯全員の合計所得金額の合算額	減免の割合	250万円以下であるとき	10分の5	250万円を超えるとき	10分の2	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳</li> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>医師の診断書</li> <li>医療費の領収書</li> </ul>															
前年の世帯全員の合計所得金額の合算額	減免の割合																						
250万円以下であるとき	10分の5																						
250万円を超えるとき	10分の2																						
<p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合（注3）</p>	<p>（注2）心身に重大な障害とは、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条の15の8に規定する特別障害者をいう。 また、長期入院とは、連続して90日以上の間入院した場合をいう。 （注3）失業による減免の起算日は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による失業給付受給終了月以降とする。なお、早期退職優遇制度によるもの、契約期間満了による解雇、定年のほか、自己都合退職、自己の責めに帰すべき理由による解雇を事由とするものは除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用保険受給資格者証明書</li> <li>税務署届出の廃業届</li> <li>解雇通知書</li> </ul>																					
<p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>収入状況申立書</li> </ul>																					
<p>備考</p>																							